

## 小美玉市公共交通検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 小美玉市における公共交通関連の現状課題を整理し、地域に見合った公共交通のあり方を検討するため、小美玉市公共交通検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市内公共交通の現状の把握及び課題の整理に関すること。
- (2) 公共交通に関する住民ニーズの把握及び課題の整理に関すること。
- (3) その他公共交通の調査及び研究に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の推薦する者
- (3) 市内交通事業者
- (4) 関係行政機関

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度末までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長は委員長の指名する座長が行う。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決定することとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市長公室企画調整課において処理する。

(専門部会)

第8条 公共交通に関する施策及び事業について調査研究し、委員会で検討する原案を作成するため、委員会に専門部会を置く。

2 専門部会は、別表に掲げる市の職員をもって構成する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 別表

構成メンバー	備 考
管財検査課長	(公用バス管理)
地域振興課長	(公安関係)
医療保険課長	(福祉バス関係)
健康増進課長	(福祉バス関係)
介護福祉課長	(福祉バス関係)
商工観光課長	(観光施設関係)
都市整備課長	(都市施設関係)
建設課長	(道路整備関係)
管理課長	(道路管理関係)
学校教育課長	(スクールバス関係)
企画調整課長	(公共交通担当・事務局)